

会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第2号

会計年度任用職員の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）には給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当（以下「初任給調整手当等」という。）を、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）には報酬及び期末手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条第1項に掲げる給料表（以下この条において「給料表」という。）によるものとし、当該職員の職務と類似する職務に従事する一般職に属する常勤の職員（以下「一般職常勤職員」という。）に適用される給料表を適用する。

2 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、当該職員の職務と類似する職務に従事する一般職常勤職員の属する職務の級に決定する。

3 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

4 任命権者は、特別の事情により前3項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第4条第1項の給料表に掲げる7号給の給料月額を超えない範囲内で定めることができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、一般職常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額は、当該職員の職務と類似する職務に従事する一般職常勤職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当等)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当等は、一般職常勤職員の例により支給する。

2 任期が6月未満の者（一般職常勤職員との権衡を考慮し、期末手当を支給する必要があると認められる者として人事委員会規則で定める者を除く。第11条第2項において同じ。）には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給与の減額については、一般職常勤職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、休暇により勤務しない場合の給与の減額については、人事委員会規則で定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の休職者の給与）

第8条 フルタイム会計年度任用職員が休職にされたときの給与は、給与条例第24条第2項及び第3項、教職員給与条例第24条第2項及び第3項並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）第23条第2項及び第3項に規定する場合を除き、一般職常勤職員の例により支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額）

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、時間額で定める。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料、初任給調整手当及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

3 任命権者は、特別の事情により前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その報酬の基本額を特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）別表第1のその他の非常勤の特別職の職員等の項に掲げる額を超えない範囲内で定めることができる。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬）

第10条 前条に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、人事委員会規則で定めるところにより、一般職常勤職員に支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第11条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、一般職常勤職員の例に準じ人事委員会規則で定める額とする。

2 任期が6月未満の者及び人事委員会規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の休職者の給与）

第12条 パートタイム会計年度任用職員が休職にされたときの給与は、給与条例第24条第2項及び第3項、教職員給与条例第24条第2項及び第3項並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例第23条第2項及び第3項に規定する場合を除き、一般職常勤職員の例に準じ人事委員会規則で定めるところにより支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第13条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合及び

公務のため旅行した場合には、それらの費用を弁償する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額は、一般職常勤職員の通勤手当及び旅費の例に準じ人事委員会規則で定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、人事委員会規則で定める。

(会計年度任用職員の給与の特例)

第15条 任命権者は、第2条から前条までの規定にかかわらず、全国的に統一して定められた基準に基づき給与を支給する必要がある会計年度任用職員の給与について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(人事委員会規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、給与条例第4条第1項及び教職員給与条例第5条第1項に掲げる給料表並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。